

令和 5 年度事業計画

1 業務の基本方針

政府の経済見通しによると、我が国経済は、コロナ渦からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いているが、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は依然厳しいものがある。特に、カーボンニュートラルの動きの下、我が国の石油の需要は今後徐々に減少すると予測されていることから、防爆機器の需要にも少なからず影響することが懸念される。一方、労働者の有害物質による中毒防止に向けての官民の動きは活発となっており、呼吸法保護具関係の需要は急速に高まることが予測される。

以上のような情勢の下、当協会の令和 5 年度事業見通しとしては、まず、新規検定申請件数は、企業等への聞き取り調査を基に、昨年度と同等程度を見込んでいる。検定以外の事業については、マスク、墜落制止用器具など、需要が一巡したと考えられる性能試験の依頼数は減少し、また、厚生労働省等からの委託事業についても、事業そのものの縮小からその額は減少するものと見込まれる。一方で、昨年度から取り組んできたマスクのフィットテスト及び関連セミナーについては必要な準備を整え、本格的に活動を開始することとしており、新たな収入源として軌道に乗せることを目指す。

このような事業予測を基に、また、「2021 中期目標」（後述）も念頭に置きつつ、令和 5 年度は、次の事項を基本として当協会の運営に当たることとする。

- (1) 公益社団法人として社会の信頼を損ねることのないよう、関係法令等の遵守及び適切な運営管理に努める。
- (2) 公平かつ一貫性のある業務運営に努めるとともに、迅速かつ丁寧なサービスの提供により、顧客満足度の向上に努める。また、検定を始めとする各種の技術サービスの信頼性を確保するため、品質管理システムの維持・向上に継続的に取り組む。
- (3) 当協会の社会的使命を果たしていくためには安定的な財政基盤を保持することが不可欠であることから、引き続き事業収入に見合った支出となるよう業務実施体制の変更・改善、支出計画の見直し等に努める。
- (4) 労働災害の防止に関する新しい技術、制度に対応する技術サービスの提供に取り組む。また、企業活動の国際展開に対応し、海外の関係機関との連携・協力の推進・拡大を図る。さらに、海外情報の収集・海外事情の把握に努め、講演会、広報誌等を通じて積極的に情報提供を行っていく。この観点から、国家検定の対象となっていない安全器具等については、当協会独自の認証制度（TIIS 認証）の充実及び普及を図る。
- (5) 安全衛生関係機関、団体等と連携して労働災害の防止に取り組む。また、社会貢献活動として、安全衛生関係機関等が設置する技術委員会等に当協会の役職員を派遣するほか、多様なニーズに応える技術講演会を開催し、幅広く災害防止に関する知識・技術

の普及を図る。

- (6) 当協会の試験業務等遂行に当たっては、環境汚染及び労働災害に対する潜在的なリスクを特定して改善し、老朽化した設備の更新を図るとともに、5S 活動を含む安全衛生活動を積極的に実施することによって、事業継続に支障がないように努める。

1. 1 業務の実施

前年度に引き続き、検定、適合性証明、性能試験、リスクアセスメント、認証、技術支援、委託事業、講習会、広報・支援等を実施する。その主なものは次のとおりである。

- ・登録個別・型式検定機関として認められている 13 品目の機械器具の検定
- ・登録適合性証明機関としての機能安全証明業務の受託
- ・化学物質、静電気、機械器具、呼吸用保護具・防護服等の性能試験の実施
- ・マスクフィットテスト及び関連セミナーの実施
- ・防爆機器・呼吸用保護具・機械器具などを対象とした TIIS 認証の立ち上げ
- ・爆発危険箇所（ゾーン）設定に係る指導及び認証業務
- ・安全衛生に係る調査・研究・リスクアセスメント業務
- ・IECEx システムの認証及び試験の実施
- ・防爆機器等の海外での認証取得等に係る申請代行等の技術支援
- ・委託事業に対する積極的公募及び受託した事業の計画的実施
- ・安全衛生に関する知識の普及・技術の向上のための講習会の開催及び資料の頒布
- ・公益社団法人としての産業安全衛生活動（広報・支援等）

1. 2 「2021 中期目標」の実行

4 年後の協会のあるべき姿として令和 3 年度に策定した「2021 中期目標」（以下、「中期目標」）の着実な実行に努める。中期目標として以下の三点を掲げた。

- ① 事業収入として 5 億 5 千万円以上の確保
- ② 人事処遇制度改革
- ③ バランスのとれた年齢構成の実現

これらは協会が安定的、かつ、継続的に協会を運営していくための核心的要素であり、令和 7（2025）年度までに達成することを目標としている（4 か年計画）。

中期目標には、最重要課題の一つとして「防爆事業の立て直し」を含む。また中期目標の実現に向けて、以下の施策を定め、取り組むこととした。

- ・個々の力を発揮する職場環境の実現
- ・顧客満足の追求
- ・電子化の推進
- ・人事評価の見直し

1. 3 事業収入の確保

時代の変化並びに外部環境の変化に伴い、今後検定事業の大幅な拡大は見込めないことから、公益事業の範囲内で将来有望な分野の開拓に努める。また、既存の業務（新規事業を含む）について、動画配信や広告掲載などを積極的に行うことにより、依頼件数の増加や協会の認知度アップに努める。

1. 4 人事処遇制度改革

個人業績に見合った待遇を実現すべく、また公正な人事評価とするために、年功主義から能力・成果主義への転換を基本とした人事処遇制度の改革に計画的に取り組む。合わせて個々の力量を十分発揮できる職場環境の実現についても取り組む。また、65歳定年の義務化に合わせた制度設計を行う。

1. 5 バランスのとれた年齢構成の実現

特に、高齢化が進む技術系職員については、協会の継続的業務の運営のために中期目標に沿って計画的に新規人材を採用する。（令和5年度に大卒技術要員1名採用予定。）

1. 6 会員サービスの向上

関西在住会員に対するサービスの拠点としていた大阪事務所を令和2年度末に廃止したことを踏まえ、今後の会員サービスについては、オンライン活用も含めた方式に改めることとする。また、会員同士の交流支援を目指したセミナー・講演会の開催など、会員サービスの充実を目指す。

2 業務実施計画

2. 1 検定、試験等

当協会の主要事業の一つである検定については、迅速かつ丁寧なサービスの提供による顧客満足の追求に努めるとともに、公平及び一貫性のある業務運営を行う。また、各種講習会や相談対応を通じて、申請者の技術向上に貢献するとともに、検定手続き等の簡素化により、より検定申請を行いやすい環境を整備する。

（検定全般）

厚生労働省の登録個別・型式検定機関として、防爆電気機器等13品目の検定を着実に実施する。新規申請の多くを占める防爆電気機器に限らず、検定については、迅速、かつ、丁寧な検定が実現できるよう、検定の手順等の簡素化や教育訓練を継続的に実施する。また、顧客満足の向上のために引き続きアンケート調査を実施し、その結果を業務改善に役立てる。さらに、中期目標に沿って、電子化を進め、省力化及び顧客サービスの向上に努める。

(IECEX システムの認証機関及び試験機関としての取組み)

防爆機器に関する国際的な認証制度である IECEX システムの下での試験の実施、認証書等の発行業務を拡大するためにスコープ拡大（認証できる規格範囲の拡大）を図る。また、協会が発行する IECEX 認証をベースとした海外の認証（ATEX 等）取得支援業務の拡大を図り、国内防爆メーカーの海外進出のサポートを通じて社会貢献に取り組む。また、より信頼性のある試験・認証結果を、顧客に提供するため、ISO/IEC 17025（試験・校正機関に係る国際規格）及び ISO/IEC 17065（製品認証機関に係る国際規格）の認定を維持する。このほか、IECEX 日本年会開催については、令和 4 年度に決定した会場をもとに開催準備を進める。

(IECEX 以外の防爆関連事業)

ケーブルグラウンドや Ex コンポーネントについて、TIIS 認証の事業開始を目指す。

(呼吸用保護具関係事業)

有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）の国家検定が開始されることを踏まえ、これに対応した試験設備の導入を行う。

社会的ニーズの高まりを受けマスクのフィットテスト及び関連セミナーの事業展開を図る。また、医療用マスク（JIS T 9002 等）について TIIS 認証の事業開始を目指す。

(機械器具関係事業)

墜落制止用器具の性能試験の実施のほかに新たな取り組みとして、墜落制止用器具関係の TIIS 認証の開始を目指す。

(危険性評価試験、安全衛生性能試験)

化学物質の爆発火災危険性評価試験、静電気に対する特性試験、機械器具・マスク・防護服の漏れ率等の性能試験、耐爆発圧力衝撃乾燥設備の性能試験等を実施する。特に、ガス・蒸気の危険性評価試験については、設備等の老朽化が進んでいることから、設備更新するとともに効率性及び安全性の向上を図る。

(リスクアセスメント業務)

事故・災害原因究明のための検証試験の立案・実施、試験に関する技術相談等を通じて、可燃性物質を取り扱う事業所の災害防止の観点でのリスクアセスメント、また、危険場所の精緻な分類（ゾーニング）業務を引き続き実施し、業務の拡大を図る。

なお、「電子機器の電磁両立性（EMC）に関する技術的調査・研究並びに業務」については、現時点では将来的な事業展開は見込めないことから、業務は廃止することとするが、

EMC 試験装置及び設備については、職員の技術教育、災害調査・リスクアセスメントへの活用、外部機関との共同研究等の目的で引き続き使用可能な状態で保有することとする。

2. 2 講座・セミナー、育成

事故・災害の防止、技術者の育成を目的として、講習会の開催、安全資料の刊行、安全技術情報の発信を行う。

(講習会)

令和 5 年度に実施を計画している主な講習会等は次のとおりである（いずれも仮題）。

(1) 防爆関係

- ・ 検定手順の見直し
- ・ 同一型式の見直し
- ・ 防爆電気機器 Basic コース 2023
- ・ 学ぶ動画 防爆電気機器・型式試験

(2) 爆発・火災防止対策講座

- ・ 静電気災害防止

(3) TIIS 認証について

- ・ TIIS 認証とは（申請&運用）
- ・ マスクを含む PPE 関連の TIIS 認証
- ・ 防爆機器関連の TIIS 認証

(安全資料等)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所が作成し、防爆電気機器の検定の基準として用いられる国際整合防爆指針 2015、2018 及び 2020 を引き続き技術資料として頒布する。

(安全技術情報)

ホームページ、TIIS ニュース及びメールマガジンの紙面の充実に取り組むことにより、安全衛生技術情報の発信、安全衛生技術の普及に努める。また、引き続き外部機関等と連携して安全衛生に関する講習会を開催する。

(防爆実務専門家養成コース開発)

防爆機器が設置・使用される事業場において、それらの適切な選択、設置・施工、使用、保守・管理等に従事する実務専門家の確保・養成に資するよう実務に必要な知識及び技術について教育・訓練を行う事業の開始に向けて検討・準備を行う。

2. 3 相談・助言

検定申請、試験依頼等に関する無料相談を引き続き実施するほか、企業の安全衛生技術向上や事故原因調査等のための助言・技術支援等を有料で行う。

(技術支援・相談)

検定の申請手続及び試験依頼等に関する無料相談を行なうとともに、爆発災害防止、静電気対策、安全衛生器具の性能評価等、当協会の技術力を活かした助言、技術支援等を有料で行う。また、外国への安全認証申請、外国語による文書類の発行などについての支援を有料で実施する。

(外部委員会)

当協会の役職員が有する災害防止に関する専門的知見、技術等を幅広く社会に役立てるため、安全衛生関係機関・団体が設置した委員会等へ役職員を派遣し、課題の検討及び委員会等の運営に協力する。

2. 4 調査・資料収集

検定等の業務に関連した規格・資料の収集の他、関連業界との意見交換会等を通じて情報の収集に努め、業務の改善等に反映させる。

(IECEX システム (防爆機器規格適合性認証制度)に係る調査研究)

IECEX システム国内審議委員会の事務局を引き続き務め、日本国内の意見・要望等をまとめる。また、IECEX システムの年会に参加し、国内審議委員会の意見を踏まえた発言、決議に加わるほか、年会参加者等から情報収集等を行い、国内審議委員会等に報告する。

(国際標準化活動への参画)

IEC 規格を検討する技術委員会 (TC31) 及び IECEX のワーキンググループに参加し、ルール及び規格策定に参画するとともに関連情報の収集を行う。

(国内産業規格の制定・改正への参画)

JIS 規格等の国内産業規格の制定・改正に参画するとともに、当協会の事業への取り込み方 (試験の受注等) を検討する。

(受託調査研究)

厚生労働省等関係機関が外部に委託する調査研究案件について情報収集に努め、受託

を目指して積極的に競争入札等に参加する。また、官公庁、民間等が公募する安全衛生に関する科学研究費補助事業（科研費）にも積極的に応募する。

3 社会貢献

公益社団法人として、以下の社会貢献を行うとともに、当協会を退職した特に高度な専門性を有する元職員に TIIS フェローの称号を授与し、TIIS フェローによる社会貢献活動を支援する。

- ・関係機関、団体等が設置する各種委員会への当協会の役職員の派遣及び運営への協力（再掲）
- ・安全衛生に関する国際会議、講演会、展示会等の後援
- ・IECEx システム国内審議委員会の事務局の運営（再掲）
- ・国内外の学術集会への役職員の派遣による学術情報、最新動向等収集及び研究発表

以上